協同農業普及事業の実施に関する方針

平成２８年２月１日

高　　知　　県

はじめに

近年、農業所得や農業従事者の減少及び高齢化、耕地面積の縮小等が進み、農業の持つ食と環境を支える機能が損なわれかねない状況にあるなど、食料・農業・農村を取り巻く環境が大きく変化している。

そのような現状を踏まえ、今後の協同農業普及事業の運営においては農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号。以下「助長法」という。）の目的に沿って、農業の持続的な発展、食料の安定供給の確保、農村の振興等に資する取組について国と都道府県の双方がそれぞれの役割を果たし推進する必要がある。

高知県では、平成２年度以降全国に先行して人口が自然減の状態に陥り、それに伴い県経済の縮小や中山間地域の衰退を招くなど負のスパイラルをたどってきた。

この負のスパイラルに立ち向かい県経済の浮揚を図るため、平成２１年度に「高知県産業振興計画」を、平成２４年度には「第２期高知県産業振興計画」を策定し、官民協働による「人づくり」、「ものづくり」、「地域づくり」に取り組んできた。「産業振興計画」では、農業・林業・水産業・商工業・観光の五つの産業分野ごとに「産業成長戦略」として１０年後の目指すべき姿を明記し、その実現に向けて具体的な目標を設定し取り組んでいる。中でも、農業分野においては、「本県農産物の高付加価値化」、「中山間地域の農業・農村を支える仕組みを強化」、「新たな担い手の確保・育成と経営体の強化」を成長戦略の柱として取組を進めてきたところである。

平成２８年度からは「第３期高知県産業振興計画」として、新たに「生産力の向上と高付加価値化による産地の強化」、「中山間地域の農業を支える仕組みの再構築」、「流通・販売の支援強化」、「生産を支える担い手の確保・育成」及び「地域に根差した農業クラスターの形成」を戦略の柱に取組を進めていく。

これらの推進のためには、「人づくり」、「ものづくり」、「地域づくり」を基本的役割とした普及事業に期待される分野が多く、地域に最も密着した県の指導機関としての役割を果たしていくことが求められている。

このため、今後の協同農業普及事業の展開にあたっては、「助長法」の主旨を踏まえ、事業の一層の重点化、高度化・効率化を図るとともに、直接農業者に接して指導を行う普及指導員は、技術を核としてスペシャリスト機能とコーディネート機能の両機能を併せて発揮していくことが重要である。

ここに、平成２７年５月１１日に国が定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針」（以下、「運営指針」という。）を踏まえ、今後おおむね５か年における高知県の普及事業の基本的な方向と普及指導活動の内容を定めた、「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下、「実施方針」という。）を示す。

目　　次

第　1	**普及指導活動の課題**	1
1	生産力の向上と高付加価値化による産地の強化	1
2	中山間地域の農業を支える仕組みの再構築	1
3	流通・販売の支援強化	1
4	生産を支える担い手の確保・育成	2
5	地域に根差した農業クラスターの形成	2
6	地域特性を生かした農業・農村の振興	2
第　2	**普及指導員の配置に関する事項**	3
1	普及指導員の職務	3
2	普及指導センターの設置及び普及指導員の配置	3
3	農業革新支援センターの設置及び普及指導員の配置	4
4	農業者研修教育施設の設置及び普及指導員の配置	5
第　3	**普及指導員の資質向上に関する事項**	6
1	人材育成計画	6
2	向上を図るべき資質	6
3	資質向上の方法	6
第　4	**普及指導活動の方法に関する事項**	8
1	普及指導活動の方向と重点化	8
2	普及指導活動の効果的な運営	8
3	農業者支援の充実・強化	9
4	農業者研修教育施設の充実・強化	１０
第　5	**その他協同農業普及事業の実施に関する事項**	１１
1	農業振興センターの業務の推進	１１
2	他の部局や指導機関等との連携	１１
3	男女共同参画社会の推進	１１
4	学校教育との連携	１１

別紙１　協同農業普及事業において積極的に取り組む重点課題　１２

第１　普及指導活動の課題

本県の農業・農村を維持発展させるためには、経営感覚に優れた自立的な農業経営体の育成や農業を核とした地域づくりを進めていく必要がある。

普及事業ではこうした農業・農村づくりを目指し、「運営指針」における普及指導活動の基本的な課題（１農業の持続的な発展に関する支援、２食料の安定供給の確保に関する支援、３農村の振興に関する支援）を踏まえ、「第３期高知県産業振興計画」における農業分野の成長戦略にもとづき、次の課題に重点化し普及指導活動を推進する。（課題の取組内容は別紙１に示す。）

また、農業者に接する際には、関連する国及び県の施策情報を含めて情報提供を行うよう努めるものとする。

１　生産力の向上と高付加価値化による産地の強化

環境制御等の新たな技術の普及推進や園芸品目別総合支援等により生産性の向上を実現するとともに、安全・安心で高品質な生産につながるＩＰＭ技術やＧＡＰなど環境保全型農業のさらなる普及により、消費地に選ばれる産地づくりに取り組む。

また、地域特性を生かした県産米のブランド化により水田農業の振興を図るとともに、農産物加工や直販所支援など６次産業化の取組を推進することで農産物の高付加価値化を図る。

（１）次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進
（２）環境保全型農業の推進
（３）園芸品目別総合支援
（４）水田農業の振興
（５）６次産業化の推進

２　中山間地域の農業を支える仕組みの再構築

市町村、ＪＡ等関係機関及び地域リーダーと連携し、集落営農組織の育成や中山間農業複合経営拠点の取組を推進する。

また、中山間地域に適した農産物等の生産振興に取り組み、中山間地域の農業・農村を地域全体で支え、競争力を高める仕組みを構築する。

（１）集落営農の推進
（２）中山間農業複合経営拠点の整備促進
（３）中山間地域に適した農産物等の生産振興

３　流通・販売の支援強化

安全・安心で高品質など「強み」を生かした農産物のブランド化を推進し、販売促進及び販路拡大を支援する。

また、加工・業務需要の増加等、需要構造の変化に対応した生産・供給体制の整備に関する取組を支援する。

さらに、本県の園芸品目の新たな需要を開拓するため、輸出に向けた産地の取組を支援する。

（１）ブランド化の推進

（２）規模に応じた販路開拓、販売体制の強化
（３）農産物の輸出の推進に向けた取組

４　生産を支える担い手の確保・育成

生産を強化し、拡大再生産を実現するために必要な産地が求める担い手の確保・育成の取組を支援する。

また、家族経営体の底上げや法人化の推進及び法人経営体の経営発展を支援するとともに、経営体を支える労働力の確保に向けた仕組みづくりや出荷調整作業の機械化・省力化に向けた取組を支援する。

（１）新規就農者の確保・育成
（２）家族経営体の強化及び法人経営体の育成
（３）担い手への農地集積支援

５　地域に根差した農業クラスターの形成

次世代型ハウスによる施設園芸団地を核として、食品加工、物流拠点、直販所、レストラン等の関連産業と連携を強化し、より多くの雇用を生み出す「地域に根差した農業クラスター」の形成実現に向けた取組を支援する。

（１）地元農業者との合意形成支援
（２）次世代型ハウス整備及び経営発展に関する取組支援
（３）多様な関係機関、民間企業等との連携強化

６　地域特性を生かした農業・農村の振興

本県の地形や気候など地域特性を生かした品目の生産振興等による所得向上を図る取組を支援する。

また、遊休農地の有効利用、地産地消の推進、都市住民との交流活動など地域資源を活用した新たな価値の創出や農村振興に関する取組を支援する。

さらに、自然災害や鳥獣被害の被害軽減対策など営農を継続するうえで必要となる地域住民との合意形成及び対策の実施を支援する。

（１）地域特性を生かした品目の生産や地域資源の活用等による所得向上の取組支援
（２）地域ぐるみで取組む鳥獣被害対策の推進
（３）自然災害の被害軽減対策の推進及び被災後の復旧支援

第２　普及指導員の配置に関する事項

農業を取り巻く社会情勢の変化や急速な技術開発に即応し、農業者の高度で多様なニーズや地域の課題に的確に対応するため、普及指導センター、農業革新支援センター、農業者研修教育施設への普及指導員の適正な配置に努める。

また、普及指導員の配置を的確に行うことができるよう、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保に努める。

１　普及指導員の職務

協同農業普及事業の基本は、普及指導員が農業者との信頼関係を構築しつつ、直接農業者に接して普及指導を行うことにある。

このため、普及指導員は、常に農業の現場にあって先進技術等を農業者に迅速かつ的確に普及するとともに、関係機関や地域リーダー等へ働きかけ、その先導役として地域の農業・農村に関する課題の解決を図っていくことが必要である。

このような基本認識のもと、普及指導員は次の職務を担う。

（１）調査研究

普及指導員の機能が十分発揮できるよう、専門分野についての新たな技術や高度な技術の現地組立実証・適応試験、実態調査等を実施する。

また、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開するため、普及指導活動の方法（普及方法）に関する調査研究を実施する。

なお、調査研究の実施にあたっては、必要に応じて試験研究機関、農業者研修教育機関、大学、市町村、関係団体、民間企業等との連携を図る。

（２）普及指導活動

高度で先進的な技術や知識に加え、地域農業の実態に関する幅広い知見や農業の現場における課題解決能力を駆使し、巡回指導、相談、実証展示、講習会の開催等により、直接農業者に接して農業生産方式の合理化及び農業経営や農村生活の改善のための普及指導を実施する。

なお、普及指導活動の総合的な企画調整活動（広域的な課題に関する普及指導活動を含む。）についても、普及指導活動に含む。

２　普及指導センターの設置及び普及指導員の配置

県は、普及指導活動が組織的かつ機能的に実施できるよう助長法第１２条に規定する「普及指導センター」として県内５ヶ所の「農業振興センター農業改良普及課」、４ヶ所の「農業改良普及所」（以下、「普及課・所」という。）を設置し、現地での活動を本務とする普及指導員の活動拠点及び農業者に対するサービス提供の場としてその整備に努める。

（１）普及課・所の事務

ア　調査研究及び普及指導活動により得られた知見の集約と、その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動

イ　農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供

ウ　新規就農に向けた啓発、就農関連情報の提供、就農に関する相談、指導・助言、その他の就農を促進するための活動

エ 関係機関・団体等と連携し、産地や地域を総合的にコーディネートする活動

（2）普及課・所長の事務

普及課・所長は、普及組織の長として事務執行の総括及び自ら普及指導員として普及事業を行う。

（3）普及指導員及び環境制御技術普及推進員の配置

地域の実情に即して農業生産方式の合理化、農業経営及び農村生活に関する課題の解決を図る機能を有する普及指導員を各普及課・所に配置する。

また、施設園芸における環境制御技術の普及推進業務に専門特化した活動を行う普及指導員を「環境制御技術普及推進員」として普及課に配置する。

3 農業革新支援センターの設置及び普及指導員の配置

県は、農業革新支援専門員間の連携強化と総合的な機能の発揮のため、「農業革新支援センター」として「農業革新支援チーム」を組織する。

（1）農業革新支援チームの事務

ア 県全体の普及事業の総合的な企画調整

イ 普及指導員の資質向上のための研修等の企画調整及び実施

ウ 専門分野ごとの研究機関、教育機関、行政機関等との連携強化による専門技術の高度化や試験研究課題及び政策課題への反映、また、試験研究成果の普及に関する総合的な調整

エ 普及課・所との連携による先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談への対応

（2）農業革新支援チーム長の事務

農業革新支援チーム長は、農業革新支援チームの事務執行の総括を行うとともに、全国会議への参加等により情報収集及び発信に努め、国及び他の都道府県との連携を図る。

（3）農業革新支援専門員の配置

専門項目に関する高度で先進的な技術、知識をもとに広域で活動する普及指導員を、「農業革新支援専門員」として環境農業推進課、産地・流通支援課、地域農業推進課に配置する。農業革新支援専門員は、助長法第９条に規定する普及指導員の任用資格を有する者の中から、普及・研究・行政・教育の経験が通算１０年以上あり、かつ担当分野に関する高い知見や関係機関等との調整力を備えた者を選定する。

なお、農業革新支援専門員の名称については「専門技術員」を使用する。

（4）農業革新支援専門員の役割

農業革新支援専門員は普及指導員の職務を基本としたうえで、次の役割を担う。

ア 研究機関・教育機関・行政機関等との連携及び企画調整

イ 研究開発への参画や専門技術の高度化及び政策課題への対応

ウ 重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案、実施、総括、指導

エ 普及指導員等の資質向上のための研修等の企画立案、実施、総括、指導

オ 先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップの構築（先進的な農業者からの相談・支援対応を含む。）

カ 普及指導活動の総合的な企画調整等

4　農業者研修教育施設の設置及び普及指導員の配置

県は、新規就農者の確保・育成、実践的な技術力と経営力を備えた農業後継者及び農業者等の育成、先進技術を習得する優れた農業者及び指導者の育成を図るため、「農業者研修教育施設」として「県立農業大学校」及び「県立農業担い手育成センター」を設置する。

（1）県立農業大学校の事務

ア 地域農業の振興に貢献することのできる優れた農業後継者、農業者等の養成を目的とした農業に関する技術及び経営についての実践的な研修教育

イ 学生の円滑な就農のための就農相談及び産地や農業法人等とのマッチングによる就農支援

ウ 農業高等学校等との連携、日本農業学校クラブ活動への支援

（2）県立農業大学校への普及指導員の配置

学生に対し、野菜、果樹、花き及び畜産に関する専門的かつ実践的な農業技術や経営に関する研修教育及び就農支援を行う普及指導員を県立農業大学校に配置する。

（3）県立農業担い手育成センターの事務

ア 就農を希望する者に対する就農への心構え、農業に関する実践的な技術及び知識に関する研修教育

イ 普及課・所及び関係機関等と連携して行う、研修生と産地・農業者・農業法人等とのマッチングによる就農支援

ウ 先進技術の実証展示及びそれらを活用した農業者並びに指導者等に対する研修の実施と、それらを計画的に実施するために必要なほ場の運営管理

（4）県立農業担い手育成センターへの普及指導員の配置

就農を希望する者に対する研修教育や、先進技術の実証展示を行う普及指導員を「研修実証担当」として県立農業担い手育成センターに配置する。

また、就農を希望する者に対する研修機会の提供や、産地・農業者等とのマッチングを行う普及指導員を「就農支援担当」として配置する。

第３　普及指導員の資質向上に関する事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するため、体系的に普及指導員の資質向上に取り組む。

なお、普及指導手当の制度については、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることから、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図るためその適切な運用に努める。

１　人材育成計画

普及指導員の資質向上を図るため、「高知県普及指導員等に関する人材育成計画」（平成２６年４月策定。以下「人材育成計画」という。）にもとづき計画的かつ体系的な研修等を行う。

研修の実施にあたり、普及指導員の資質及び技術・知識等の習得状況を客観的に把握するため、人材育成計画の別表「普及指導員等の発展段階別習得確認表」を活用する。

また、普及指導員の任用資格を有する者の養成及び確保を図るため、資格取得に向けた集合研修やＯＪＴを計画的に実施する。

なお、人材育成計画は、概ね５年ごとに見直すものとする。

２　向上を図るべき資質

全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な事項として、次のことについて計画的かつ継続的に習得を図るものとする。

（１）農業及びその経営に関する高度な技術及び知識

（２）新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る手法

（３）地域内外の幅広い関係者と連携を構築する手法

（４）地域農業や農村振興について将来展望に基づいた戦略を立案・実践する手法

３　資質向上の方法

（１）研修の実施

人材育成計画に基づき、研修体系を定め計画的に県及び職場段階での集合研修、自主企画研修及びＯＪＴ等を実施する。研修実施に際しては、ＩＣＴの活用など効果的かつ効率的な研修方法を検討する。

また、国と県の役割分担を踏まえ、国が行う研修を積極的に活用するほか、先進的な農業者、大学、試験研究機関、県立農業担い手育成センター、民間企業等を有効に活用した派遣研修を実施する。

研修の実施にあたり、実務経験年数に応じた研修受講の機会を確保するよう配慮するとともに、国研修の受講者による伝達研修の機会を設ける。

（２）人事交流の促進

普及指導員の総合的な指導力の向上を図る観点から、普及指導員と研究員や関係行政職員等

との人事交流を適切に実施する。

（3）普及指導員の自主的な資質向上

普及課・所長は、普及指導活動に資する各種資格取得等に関する情報提供や職員能力開発センターの実施する研修への参加を促すなど、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長するよう努める。

（4）農業革新支援専門員の育成

研修等の実施はもとより、プロジェクト活動、調査研究活動、他部局との人事交流等を通じ、全県的・全国的な農政推進を行うことのできる広い視野を醸成し、農業革新支援専門員として普及指導活動の総括を担うことのできる者の育成に努める。

第４　普及指導活動の方法に関する事項

１　普及指導活動の方向と重点化

普及指導活動は、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて公的機関が担うべき分野の取組を強化し、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高い課題に重点化する。

また、普及課・所を中心に、農業革新支援チーム、農業技術センター、果樹試験場、茶業試験場、県立農業大学校、県立農業担い手育成センター、病害虫防除所による情報共有及び連携強化を図ることで一体的な取組の実施に努める。

さらに、課題の内容に応じて先進的な農業者をはじめ、市町村、関係団体、民間企業等と連携し、互いが担うべき役割を明確にして活動を行う。

（１）公的機関が担うべき分野の取組強化

公的な立場である普及指導員が担うべき分野として以下の取組を強化する。

ア　農業における技術革新の推進

イ　環境保全型農業の推進及び農産物の安全性確保

ウ　農業・農村の振興に係る課題解決のために必要な地域の合意形成支援

エ　新規就農者、新規参入企業等に対する支援

オ　女性農業者の活躍支援

カ　地球温暖化や災害等への対応

（２）対象者の重点化

普及指導活動の対象者については次のとおり重点化する。

ア　認定農業者、青年農業者、認定新規就農者をはじめとする経営改善に意欲的な農業者、法人組織及びその集団

イ　新規就農者、新規参入企業

ウ　経営参画に意欲的な女性農業者

エ　地域の担い手としての集落営農組織、ＪＡ出資型法人等

２　普及指導活動の効果的な運営

（１）普及指導計画の策定

普及指導活動の効果的かつ効率的な実施のため、普及課・所は、普及指導活動の目標、目標達成のための活動方法及び活動に要する普及指導員の配置や活動体制を記載した普及指導計画を毎年度策定する。

また、普及指導計画の策定に当っては、普及指導の対象者及び関係機関等との合意形成を図るとともに、普及指導活動の実施に必要な推進体制を整備する。

（２）重点プロジェクト計画の策定

県域での取組が必要な重要課題については、農業革新支援専門員が普及指導員と連携して「重点プロジェクト計画」を策定し、各普及課・所の普及指導計画に位置付け、重点プロジェクトチームで課題解決に取り組む。

特に、環境制御技術の普及推進に係る課題については、環境制御技術普及推進員がチーム長となり農業革新支援専門員、普及指導員及び関係機関と連携を図り重点プロジェクト活動を展開する。

（３）内部・外部評価の実施

普及指導員及び農業革新支援専門員は、チーム会、中間検討会等の機会に普及指導計画の進捗状況や成果目標の達成状況について内部評価を行い、活動方法や活動体制の見直しや改善を図る。

また、農業者等のニーズに対応し、高い成果を創出する普及指導活動とするため、外部有識者の幅広い視点から客観的な外部評価を受け、次年度以降の普及指導計画の改善を図るものとする。

外部評価は毎年度３普及課・所を対象に実施し、外部評価の結果は県ホームページ等において公表する。

（４）先進的な農業者や関係機関・団体、民間等との情報交換の推進

普及課・所は、普及指導活動がより効果的に実施されるよう、地区普及推進会議や各種研究会及び協議会等の場を活用して、先進的な農業者、関係機関・団体、普及指導協力委員、民間企業等との役割分担や連携の方法等に関して意見・情報交換を行うよう努める。

（５）ＩＣＴ等の活用

普及課・所は、ＩＣＴ等の活用により効率的かつ効果的な普及指導活動の実施に努める。

なお、ＩＣＴの活用に際しては、情報セキュリティを確保する。

（６）普及指導員ＯＢとの連携及び活用

普及課・所は、普及指導活動を補完する観点から普及指導協力委員制度の活用等により普及指導員ＯＢとの連携に努める。

（７）情報の収集及び発信

普及課・所は、全国的な情報通信ネットワークやこうち農業ネット、新聞、各種広報誌等の活用により農業者への有用な情報の迅速かつ効率的な収集及び発信に努める。

（８）各種行政施策への対応

普及指導員の発揮すべき機能を踏まえた上で、普及指導活動の一環として農業者等に対し補助事業、制度資金等の活用を支援する。

３　農業者支援の充実・強化

（１）民間等の活用促進と連携強化

現場における課題解決に当たっては、普及指導員が行うことと農業団体、民間企業を含む多様な機関（以下「民間等」という。）に委ねることを整理し、民間等との情報交換や役割分担を図りながら普及指導活動を展開する。

また、農業革新支援専門員をはじめとする普及指導員は、民間等との情報交換の場の設置や各専門分野における民間専門家の活用に努める。

（２）先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

普及課・所は、先進的な農業者や地域リーダー及び指導農業士等との意見・情報交換を密に図りパートナーシップの構築に努める。特に、普及指導計画の策定及び評価の際は、先進的な農業者等に意見を求め、計画の見直しや改善に反映させる。

また、「新規就農者の育成」、「先進的な農業者が持つ技術の普及」、「地域の先進モデルの育成」等について積極的に先進的な農業者等との協働に努める。

（３）新規就農者等の確保・育成の取組強化

普及指導員は、先進的な農業者をはじめ、市町村、農業団体、産地、県立農業大学校、県立農業担い手育成センター等の関係機関と連携して、就農希望者に対する就農相談や就農支援を行う。併せて、先進的な農業者や産地等が取り組む就農希望者の受け入れ体制整備を支援する。

また、新規就農者の経営の安定化と地域への定着を促進するため、関係機関と連携して就農希望者や新規就農者を対象とした農業基礎講座や個別指導等を実施し、栽培技術、農業経営、地域の気候・風土等に関する知識の習得を支援する。

加えて、円滑な経営継承、企業の農業参入及び新規就農の受皿となる農業経営の法人化を推進するとともに、新規参入企業等からの要請に対応し農業技術の習得を支援する。

（4）研究開発への普及指導員の積極的な参画

農業革新支援専門員をはじめ普及指導員は、国や県が行う研究開発に企画段階から参画し、試験研究機関に対して現場の課題や技術に関する改善点を伝えることで、より実用性の高い技術の開発に繋がるよう努める。

また、研究開発された成果の普及に努める。

（5）都道府県間の連携

農業革新支援専門員をはじめ普及指導員は、都道府県間の連携を推進するため農業革新支援専門員ネットワーク会議へ参画し、他の都道府県との情報交換に努めるとともに、複数の都道府県の共通課題に関する情報提供や研修講師の派遣依頼等に可能な限り協力する。

4　農業者研修教育施設の充実・強化

（1）研修教育内容の充実・強化

県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターは、先進的な農業者や民間等の専門家による外部講師の活用を進め、多様化する学生や研修生のニーズやレベルに応じた研修及び教育内容の充実・強化に努める。

（2）就農支援

就農を希望する学生や研修生の円滑な就農と経営安定のため、県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターは、普及課・所及び関係機関との連携を強化し、産地や農業法人等とのマッチングにより就農を支援する。

この他、農業高等学校等の卒業生の就農を促進するため、農業高等学校等の生徒に対する高度な研修や講演を受ける機会の提供を行う。

（3）外部評価の実施

県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターは、研修及び教育の内容、成果、実施体制について先進的な農業者等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修及び教育内容の改善を図る。

5 調査研究の実施及び成果の活用

普及指導員は、地域の特性に応じた効果的な普及指導活動を実施するための手法や、農業に関する高度な技術及び知識を組み立て、それを実証する等の調査研究を積極的に実施し、その成果を普及指導活動に活用するよう努める。

第５　その他協同農業普及事業の実施に関する事項

１　農業振興センター業務の推進

地域の農業・農村の振興を図るため、農業振興センター内の企画調整部署や基盤整備課と連携し農業振興センターのプロジェクト活動や農業農村整備事業のフォローアップ等について専門技術や手法を活用して積極的に対応する。

また、中山間対策に関する農業分野の課題に対し専門技術や手法を活用して対応する。

２　他の部局や指導機関等との連携

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、畜産業・林業及び水産業に関する指導職員や地域支援企画員、移住促進課、鳥獣対策課、農業会議、商工会議所等との連携に努める。

３　男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現を目指し、経営への参画に意欲的な女性農業者の取組を支援するとともに、地域の合意形成や計画づくりへ女性農業者の意見が反映されるよう取り組む。

４　学校教育との連携

次代を担う青年農業者の確保や、農業の役割や農村の多面的機能への正しい理解が得られるよう、小・中・高校生等を対象に、行政機関、教育機関、農業協同組合が行う食農教育や農作業体験学習、日本学校農業クラブ活動等に対して情報提供や助言を行い、農業・農村への関心を高めるよう努める。

別紙１

協同農業普及事業において積極的に取り組む重点課題

重点課題	項目	取り組む内容
１　生産力の向上と高付加価値化による産地の強化	（１）次世代こうち新施設園芸システムの普及推進	○学び教えあう場の活用による環境制御技術の普及拡大 ○環境制御技術のレベルアップと新技術・省力化技術の研究開発への参画 ○次世代型ハウス等の整備に取り組む農業者、新規参入企業及び産地への技術指導及び相談対応
	（２）環境保全型農業の推進	○ＩＰＭ技術の普及拡大 ○化学合成肥料・農薬等の投入低減の取組や省エネルギー・省資源型農業生産体系への転換支援 ○有機農業に取り組む農業者等への支援 ○農業生産工程管理（ＧＡＰ）の導入及びその実践による改善の取組支援 ○農産物の安全性向上に向けた取組支援 ○地球温暖化に対応するための生産安定技術及び適切な病害虫防除体系の確立
	（３）園芸品目別総合支援	○野菜園芸品目の総合戦略支援 ○特産果樹の生産振興 ○花きの生産振興 ○新技術（ＩＣＴ、機械化、省力化技術を含む）・新品種の実証・導入やコスト低減技術の確立による新たな生産・流通体制の革新支援 ○生産から流通・販売に係る産地の課題解決に向けた取組支援
	（４）水田農業の振興	○県産米のブランド化の推進 ○酒造好適米の生産振興 ○水田の有効活用に向けた有望品目への転換支援
	（５）６次産業化の推進	○農業者が取り組む加工・直売等による地域の農産物等を活用した新たな価値の創出や、６次産業化の取組に対する支援 ○直販所支援の強化

2　中山間地域の農業を支える仕組みの再構築	（1）集落営農の推進	○集落営農の推進と集落営農組織の育成 ○こうち型集落営農と法人化へのステップアップ支援
	（2）中山間農業複合経営拠点の整備促進	○中山間農業複合経営拠点の取組支援と拡大推進
	（3）中山間地域に適した農産物等の生産振興	○薬用作物の振興 ○土佐茶産地の振興
3　流通・販売の支援強化	（1）ブランド化の推進	○高品質やブランド力など「強み」のある農産物づくりに向けた産地の取組支援
	（2）規模に応じた販路開拓、販売体制の強化	○産地や農業者が取り組む消費者・実需者のニーズの把握、商品開発、流通形態の改善、販路促進等の活動支援 ○加工用専用素材ニーズに対応する産地の取組支援
	（3）農産物の輸出の推進に向けた取組	○農産物の輸出に向けた産地の取組支援
4　生産を支える担い手の確保・育成	（1）新規就農者の確保・育成	○産地提案型による新規就農者の確保に向けた産地、地域等の活動支援 ○認定新規就農者制度の活用や移住促進の取組による新規就農者及び新規参入企業等の確保と定着支援（先進的な農業者、農業者研修教育施設との連携含む。） ○雇用就農者の確保に向けた取組支援 ○新規就農者及び新規参入企業等の経営安定に向けた農業技術及び経営指導
	（2）家族経営体の強化及び法人経営体の育成	○認定農業者をはじめとする経営改善に意欲的な農業者に対する経営改善指導 ○経営発展を目指す農業生産法人の取組支援 ○農業経営の法人化、経営の多角化・複合化等を目指す農業者に対する経営改善及び安定に向けた取組支援 ○経営体を支える労働力の確保と省力化のための仕組みづくりへの支援 ○青年及び女性農業者のネットワーク強化やリーダーとなり得る人材の育成と青年及び女性農業者の活

		躍支援
	（3）担い手への農地集積支援	○産地、ＪＡ、指導農業士、農業委員会、農地中間管理機構等と連携した空きハウスなど農地に関する情報の収集・共有及び発信の仕組みづくり支援
5　地域に根差した農業クラスターの形成	（1）地元農業者との合意形成支援	○地元と協働した企業の農業参入の推進に必要な関係機関・農業団体・地元農業者との合意形成支援
	（2）次世代型ハウス整備及び経営発展に関する取組支援	○次世代型ハウス等の整備に取り組む新規参入企業等への技術指導及び経営発展に関する相談対応
	（3）多様な関係機関、民間企業等との連携強化	○地域に根差した農業クラスターの形成推進に関する関係機関等との連携強化 ○民間企業等への地域農業・農村の振興に資する情報提供
6　地域特性を生かした農業・農村の振興	（1）地域特性を生かした品目の生産振興や所得向上への取組支援	○都市と農村の交流等の多様な関係者が連携した農業・農村を支える活動への支援 ○地域資源（伝統作物・料理、景観等）を活用した新たな価値の創出や農村振興に関する取組支援 ○遊休農地の有効活用や人・農地プランの作成・見直しに必要な地域の合意形成支援
	（2）地域ぐるみで取組む鳥獣被害対策の推進	○鳥獣被害対策を実施するための関係機関等との連携体制整備や地域の合意形成支援 ○関係機関と連携した鳥獣被害対策の実践指導
	（3）自然災害の被害軽減対策の推進及び被災後の復旧支援	○南海大地震や気象災害等に備えた農業被害軽減対策の実施支援 ○被災後の復旧に向けた地域の合意形成や営農再開のための技術支援